国立大学法人電気通信大学理事規程

平成16年 4月 1日 改正 平成22年 4月20日 令和 2年 3月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第4条第2項の規定に基づき、 理事の任免、職務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

- 第2条 学長は、次の各号の一に該当する場合に、理事の選考を行う。
 - (1) 理事の任期が満了するとき。
 - (2) 理事の辞任の申出を学長が承諾したとき。
 - (3) 学長が理事を解任したとき。
 - (4) 理事が欠員となったとき。

(任命)

- 第3条 理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長が任命する。
- 2 学長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際、現に国立大学法人電気通信大学(以下「法人」という。)の役員又は職員でない者(以下「学外者」という。)が2 人以上含まれるようにしなければならない。
- 3 前項の規定の適用については、学外者が学長に任命されている場合、同項中「2人以上」とあるのは、「1人以上」とする。
- 4 学長は、第1項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け 出るとともに、これを公表するものとする。

(任期)

- 第4条 理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、理事の任期の末日は、当該 理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。
- 2 理事が欠員となった場合の後任理事の任期については、前任者の残任期間とする。
- 3 学長が解任され、辞任し、若しくは欠員となった場合には、当該学長の任命に係る理事は、次期学長が就任する日の前日をもって、当然に失職するものとする。

(解任)

- 第5条 学長は、理事が、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第16条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その理事を解任しなければならない。
- 2 学長は、理事が次の各号のいずれかに該当するとき、その他理事たるに適しないと認 めるときは、その理事を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- 3 前項に規定するもののほか、学長は、理事の職務の執行が適当でないため法人の業務 の実績が悪化した場合であって、その理事に引き続き当該職務を行わせることが適当で ないと認めるときは、その理事を解任することができる。

(職務)

- 第6条 理事の職務は、学長が別に定める。
- 2 教育研究職員(教授に限る。)から引き続いて理事となった者が、教授の職務を兼ねることを希望する場合は、学長の承認を得た上で、次の各号の範囲において、兼務することができるものとする。
 - 一 兼務できる期間は、65歳となる年度の末日を限度とする。
 - 二 従事する教授の職務は、教育及び研究に限るものとし、理事の職務に支障のない範囲内とする。
- 3 学長は、前項の適用又は適用の解除について教育研究評議会に報告するものとする。 (雑則)
- 第7条 この規程に定めるもののほか、理事の任免、職務等に関し必要な事項は、学長が 別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

- この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 附 則
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。